

⑩おぼれ

## 視界の悪い海中で潜水訓練指導中、溺死

## 発生状況



新人の潜水訓練中に、指導員が海中（浮きドック下）で行方不明となり、後日、発見された

## 原因

- ✓ 海中の視界が良くなかった
- ✓ 計画した訓練エリアおよび深度を逸脱した訓練をした
- ✓ 訓練内容をベテラン指導員に任せていた



## 防止対策

- ✓ 視界の悪い海中での訓練は実施しない
- ✓ 訓練内容を変更する場合は、許可を得ることにする
- ✓ 潜水訓練時の海陸間の適切な連絡体制の確保



POINT!

潜水の訓練・指導では連絡体制を確実に！



DATA

発生年月日  
2012.08.23

発生場所

岸壁海中

作業名・作業内容

潜水訓練・教育

死傷病名

溺死

職種

潜水職(指導員)

社/協

社員

年齢

57才

経験年数

27年



### 雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育

則三十五条の労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱いに関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱いに関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

第一項第3号の教育、第一項第3号の事項（作業手順に関すること）は、現場に配属後、作業見習いの過程において教えることを原則とする。（昭47年8月18日基発601の1）